

東京都市町村総合交付金交付要綱

東 京 都

(総務局行政部市町村課)

東京都市町村総合交付金交付要綱

平成18年3月31日

17 総行市第1010号総務局長決定

一部改正 平成21年3月31日

20 総行市第760号

一部改正 平成27年3月31日

26 総行市第537号

(目的)

第1 この要綱は、市町村が実施する各種施策に要する経費の財源補完を通じて、市町村の経営努力を促進し、自主性・自立性の向上に資するとともに、地域の振興を図り、もって市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図るため、予算の範囲内において、市町村に交付する東京都市町村総合交付金（以下「交付金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付金の項目及び配分割合)

第2 交付金の配分項目は、財政状況割、経営努力割及び振興支援割とする。

2 前項に規定する配分項目の配分割合は、おおむね次のとおりとする。

財政状況割 30%

経営努力割 15%

振興支援割 55%

(交付基準)

第3 各市町村に交付する各年度の交付金の額は、次の表の項目1から3までの合算額とする。

ただし、中核市において、中核市の指定により処理することとなった事務に係る行政需要については対象外とする。

項目	算定方法
1 財政状況割	次の1及び2の額の合算額とする。 なお、2の額は1の額のおおむね9倍とする。 また、1及び2の額を算定する場合において、その算定した額に500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円として計算するものとする。 1 団体割 次のア及びイの合計点に、ウの1点当たり単価を乗じて得た額

ア 基本点数

市については10点、町村については6点とする。

イ 補正点数

(1) 面積補正点数

当該市町村の面積（国土交通省国土地理院において公表した最近の面積をいう。）が100平方キロメートル以上の市町村（小笠原村を除く。）について2点を加算する。

(2) 離島補正点数

- i 空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港を有しない島しょ町村について2点を加算する。
- ii 新島村及び小笠原村について2点を加算する。

(3) 権限強化補正点数

- i 地域保健法（昭和22年法律101号）第5条の規定により保健所を設置する市について1点を加算する。
- ii 建築基準法（昭和25年法律201号）第4条の規定により建築主事を置く市町村について1点を加算する。

ウ 1点当たり単価

各年度ごとに、別途定める。

2 基準財政割

次のア及びイによる額の合算額

なお、アの額はイの額のおおむね2倍に相当する額とする。

ア 次の算式によって算定した額とする。

(算式)

$$A \times \alpha \times \beta$$

(算式の符号)

A：地方交付税法（昭和25年法律第211号。以下「法」という。）第11条の規定による当該年度の基準財政需要額（以下「当該年度の基準財政需要額」という。）の算定の基礎となった個別算定経費に係る「教育費」及び「厚生費」の合算額

α ：別途定める配分係数

β ：各年度ごとに、別途定める交付率

イ 次の算式によって算定した額とする。

(算式)

$$A \times \alpha \times \beta$$

(算式の符号)

	<p>A：当該年度の基準財政需要額の算定の基礎となった個別算定経費に係る「消防費」の額</p> <p>α：アのαの数値</p> <p>β：各年度ごとに、別途定める交付率</p>
2 経営努力割	<p>市町村が取り組む経営努力について、次に掲げる内容を考慮して、各年度ごとに、別途定める額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事給与制度の状況 2 徴税努力の状況 3 その他行財政改革の状況
3 振興支援割	<p>次の1及び2の額の合算額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 まちづくり振興割 <p>市町村が実施する公共施設整備等、地域の振興に資する各種施策に係る所要一般財源を基準として、財政状況及び財政運営を勘案の上、各年度ごとに、別途定める額とする。</p> 2 特別事情割 <p>市町村における個別の特殊事情について、次に掲げる項目の内容を考慮して、各年度ごとに、別途定める額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 特定地域振興対策 イ 個別事情対策

(交付金の使途)

第4 交付金は、市町村が実施する各種施策に要する一般財源の不足を補完し、行政水準の向上と住民福祉の増進及び健全な行財政運営に資するものとする。

(交付金の決定等)

第5 知事は、第3により各市町村に交付する交付金の額を決定するものとする。

2 知事は、特別の必要が生じた場合においては、既に決定した交付金の額を変更することができる。

3 知事は、前2項の規定により交付金の額を決定したときは、東京都市町村総合交付金概算交付決定通知書（別記第1号様式）又は東京都市町村総合交付金交付決定通知書（別記第2号様式）及び東京都市町村総合交付金配分内訳表（別記第3号様式）により、額を変更したときは、東京都市町村総合交付金変更交付決定通知書（別記第4号様式）及び東京都市町村総合交付金変更交付配分内訳表（別記第5号様式）により当該市町村に通知するものとする。

(決定の取消し)

第6 知事は、交付金の決定を受けた市町村が次のいずれかに該当したときは、交付金の交付

の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付金の交付に必要な書類等に、事実と異なる記載をし、不当に交付金の交付を受けたとき。

(2) その他この交付金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により交付金の交付の決定を取り消したときは、速やかにその旨を東京都市町村総合交付金取消通知書（別記第6号様式）により当該市町村に通知するものとする。

（交付金の交付時期等）

第7 交付金は、次の表の左欄に掲げる時期に、当該右欄に掲げる額を交付する。ただし、特別の必要が生じた場合においては、特例を設けることができる。

6 月	当該年度の前年度の当該市町村の交付金の額の3分の1に相当する額
3 月	第5により決定した額から当該年度の6月に交付した額を控除した額

（交付金の返還）

第8 知事は、第6の規定により交付金の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、当該市町村にその返還を命ずるものとする。

2 知事は、6月に交付した交付金の額が当該年度分として交付すべき交付金の額を超える場合においては、当該市町村に対し、期限を定めて当該超過額の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前2項の規定により返還を命じるときは、東京都市町村総合交付金返還通知書（別記第7号様式）により当該市町村に通知するものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第9 知事は、第8第1項の規定により交付金の返還を命じたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）の納付を命ずるものとする。

2 知事は、交付金の返還を命じた場合において、市町村がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）の納付を命ずるものとする。

3 前項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

4 知事は、違約加算金及び延滞金の納付を命ずるときは、東京都市町村総合交付金返還に係る違約加算金・延滞金通知書（別記第8号様式）により当該市町村に通知するものとする。

(充当事業報告)

第10 交付金の交付を受けた市町村の長は、交付年度の翌年度の6月30日までに東京都市町村総合交付金充当事業報告送付書(別記第9号様式)及び充当事業報告書(別記第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第11 知事は、交付金に関し必要があると認めるときは、市町村の長から報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(錯誤による調整)

第12 知事は、交付金の額の算定に用いた基礎数値に誤りがあることを発見したときは、発見した年度又は翌年度において当該市町村に交付すべき交付金の額を調整し、交付することができる。

(適用除外)

第13 この交付金に関しては、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)第2条の規定による適用除外についての知事の指定を受けるものとする。

(補則)

第14 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(東京都市町村振興交付金交付要綱の廃止)

2 東京都市町村振興交付金交付要綱(平成3年6月25日付3総行地第169号総務局長決定)は、廃止する。

3 前項の規定による廃止前の東京都市町村振興交付金交付要綱に基づく東京都市町村振興交付金については、なお従前の例による。

(東京都市町村調整交付金交付要綱の廃止)

4 東京都市町村調整交付金交付要綱(平成3年6月25日付3総行地第164号総務局長決定)は、廃止する。

5 前項の規定による廃止前の東京都市町村調整交付金交付要綱に基づく東京都市町村調整交付金については、なお従前の例による。

(経過措置)

6 平成18年度に限り、第7の規定による交付金の交付時期等は、次の表の左欄に掲げる時期に、当該右欄に掲げる額を交付するものとする。

6 月	平成17年度の当該市町村の東京都市町村調整交付金の額の2分の1に相当する額
3 月	第5により決定した額から当該年度の6月に交付した額を控除した額

附 則（平成21年3月31日20 総行市第760号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日26 総行市第537号）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の東京都市町村総合交付金要綱の規定に基づく東京都市町村総合交付金については、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第5関係）

記 号 番 号

年 月 日

市町村長 殿

東京都知事



年度東京都市町村総合交付金概算交付決定通知書

標記の交付金の6月期交付額を下記のとおり決定し、交付します。

記

1 交付決定額 千円

2 交付予定日 年6月 日

3 交付条件

- (1) 東京都市町村総合交付金は、市町村が実施する各種施策に要する一般財源の不足を補完し、行政水準の向上と住民福祉の増進及び健全な行財政運営に資することを目的とするものであり、趣旨を踏まえて有効に財源充当すること。
- (2) 今回の交付額は、 年度の交付金の概算交付に相当するものとして交付するものであり、 年度分の交付額が決定したときは今回交付額を控除した残額を交付することとなるものであること。
- (3) 今回交付額が、 年度分として交付を受けるべき交付金の額を超えるときは、当該超過額を返還すること。

記 号 番 号
年 月 日

市町村長 殿

東京都知事



年度東京都市町村総合交付金交付決定通知書

標記の交付金については、東京都市町村総合交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3の規定に基づき下記のとおり決定し、交付決定額から6月期交付額を控除した額を交付する。

記

- | | | |
|---|---|------------------|
| 1 | 交付決定額 | 千円 |
| 2 | 今回交付額
(6月期交付額) | 千円
千円) |
| 3 | 交付金の内訳 | 別紙のとおり |
| 4 | 交付金の使途 | |
| | (1) 交付金の内訳のうち、まちづくり振興割については交付対象事業として決定された事業に充当すること。 | |
| | (2) その他、東京都市町村総合交付金は、市町村が実施する各種施策に要する一般財源の不足を補完し、行政水準の向上と住民福祉の増進及び健全な行財政運営に資することを目的とするものであり、趣旨を踏まえて有効に財源充当すること。 | |
| 5 | 充当事業報告書の提出 | |
| | 充当事業報告書は、交付要綱第10の規定により | 年6月30日までに提出すること。 |

年度東京都市町村総合交付金配分内訳表

（単位：千円）

財政状況割			経営努力割 D
団体割 A	基準財政割 B	小 計 A+B C	

（単位：千円）

振興支援割				合 計 C+D+G H	
まちづくり 振興割 E	特別事情割 F		小 計 E+F G		
	うち特定地域				

まちづくり振興割交付対象事業内訳

（単位：千円）

No.	事 業 名	決定金額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

記 号 番 号
年 月 日

市町村長 殿

東京都知事 

年度東京都市町村総合交付金変更交付決定通知書

標記の交付金について、下記のとおり交付決定の変更をしたので通知します。

記

- | | | |
|---|---|------------------|
| 1 | 変更後交付決定額 | 千円 |
| 2 | 今回交付額 | 千円 |
| | （6月期交付額 | 千円） |
| 3 | 交付金の内訳 | 別紙のとおり |
| 4 | 交付金の使途 | |
| | (1) 交付金の内訳のうち、まちづくり振興割については交付対象事業として決定された事業に充当すること。 | |
| | (2) その他、東京都市町村総合交付金は、市町村が実施する各種施策に要する一般財源の不足を補完し、行政水準の向上と住民福祉の増進及び健全な行財政運営に資することを目的とするものであり、趣旨を踏まえて有効に財源充当すること。 | |
| 5 | 充当事業報告書の提出 | |
| | 充当事業報告書は、交付要綱第10の規定により | 年6月30日までに提出すること。 |

年度東京都市町村総合交付金変更交付配分内訳表

（単位：千円）

	財政状況割			経営努力割 D
	団体割 A	基準財政割 B	小 計 A+B C	
変更前				
変更後				

（単位：千円）

	振興支援割			小 計 E+F G		合 計 C+D+G H	
	まちづくり 振興割 E	特別事情割 F					
		うち特定地域					
変更前							
変更後							

まちづくり振興割交付対象事業内訳

（単位：千円）

No.	事 業 名	変更前決定額	変更後決定額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

（日本工業規格A列4番）

第6号様式（第6関係）

記 号 番 号

年 月 日

市町村長 殿

東京都知事



年度東京都市町村総合交付金取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定をした標記の交付金については、東京都市町村総合交付金交付要綱第6第1項 号に該当するので、下記のとおり取り消します。

記

- | | | |
|---|------------|----|
| 1 | 取り消した交付金の額 | 千円 |
| 2 | 内訳等 | |

記 号 番 号

年 月 日

市町村長 殿

東京都知事



年度東京都市町村総合交付金返還通知書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた標記の交付金について、東京都市町村総合交付金交付要綱第8の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還金額

2 返還期限

3 返還理由

4 返還方法

5 違約金及び延滞金

- (1) 東京都市町村総合交付金交付要綱第8第1項により交付金の返還が命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該交付金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 交付金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (3) 違約加算金及び延滞金については、返還を命じた交付金が納付された後、別途徴収するものとする。

第8号様式（第9関係）

記 号 番 号

年 月 日

市町村長 殿

東京都知事



年度東京都市町村総合交付金返還に係る違約加算金・延滞金通知書

年 月 日付 第 号により返還を命ぜられた交付金について、東京都市町村総合交付金交付要綱第9の規定により、下記のとおり違約加算金及び延滞金を請求します。

記

- 1 金額
- 2 理由
- 3 納付方法

記 号 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

市町村長 印

年度東京都市町村総合交付金充当事業報告送付書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた標記の交付金について、東京都市
町村総合交付金交付要綱第10の規定により別紙のとおり充当事業報告書を提出します。

充 当 事 業 報 告 書

市町村名	
------	--

（単位：千円）

No.	事業名	歳出科目			事業費 A	Aの財源内訳						Aの性質別内訳							
		款	項	目		特定財源				一般財源									
						国庫支出金	都支出金	地方債	その他	総合交付金	その他一般財源								
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
計																			

（注）この報告書では、総合交付金は一般財源として扱うので留意すること。